

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する  
実現可能性調査業務委託 仕様書

1 件名

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する実現可能性調査業務委託

2 委託期間（履行期間）

委託契約の締結の日から、令和4年2月15日までの期間

3 事業目的

本市廃棄物処理施設（環境事業センター）での廃棄物発電を貴重な地域資源と捉え、当該施設の発電電力を本市EV車等に給電する仕組み（以下、「事業スキーム」という。）の実効性・事業採算性を明らかにすることにより、本市の脱炭素への取組みを加速させ、併せて災害時のレジリエンス強化に資する可能性がある本事業スキームを実現可能性のある事業として展開させていくことを目的とする。

4 委託概要

本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の交付申請を前提とし、上記「事業目的」及び別紙「事業スキーム図」で示す内容を実施する上で、当該事業スキームの実効性・事業採算性の判断及び詳細検討に必要と思われる以下の事項について調査を行うもの。

- (1) EVパッカー車等の導入を想定した業務適性及び運用に関する調査
- (2) 給電システムの条件整理及び絞り込みに関する調査
- (3) 本事業の事業採算性（費用対効果）の向上に係る調査
- (4) 災害時のレジリエンスに関する検証
- (5) 事業スキーム導入スケジュール案の詳細検討

5 委託内容

- (1) EVパッカー車等の導入を想定した業務適性及び運用に関する調査

ア. EVパッカー車等の廃棄物積載量、走行距離及び走行時の軌跡等から、本市の収集業務及び可燃ごみ戸別収集エリア拡大の動向を考慮し、具体的な運用方法、ルート案及び既存の収集体制に対する影響等について整理し、本事業の目的に即した効率的かつ効果的な活用案を示すこと。

イ. 本事業スキームに関し、災害時に求められるEVパッカー車等の機能・条件及び運用について、令和元年房総半島台風での被害状況等、風水害を中心とした過去の災害及び今後想定される事態を踏まえて整理を行うこと。

- (2) 給電システムの条件整理及び絞り込み調査

ア. 今後、補助金を活用して整備を予定している急速充電器に関し、EVパッカー車等の導入及び一般車両への電力供給を想定した場合について、出力等のスペック、災害時に求められる機能及びその他必要と思われる付帯機能について、調査し、整理すること。当該整理は、既に本市が補助事業の事業計画において予定している事業と、さらなる脱炭素効果や災害時のレジリエンス効果を踏まえ今後の展開が期待される整備等を分けて行うものとし、当該整備等の案については、令和5年度に予定している急速充電器及び自営線工事との整合を図る（撤去更新することなく可能な整備等の案と

する) こと。

イ. 急速充電器の配置について、諸々の条件をクリアした適切な配置を検証する。配置計画については、余剰地が特段無いことから、既存の用途の縮小等を念頭に、急速充電器のスペック及びスケール、車両及び人の動線、自営線敷設に係る配線・配管工事等の条件等を考慮した上で行うこと。また、当該配置計画については、EVパッカー車等本市車両のみ給電する想定（災害協定車両を含む。）を基本とするが、併せて、一般開放を行う場合の調査も行うこと。上記想定については、電気工事や掘削工事等、施設の維持管理や運営における支障がないか等のリスク検証を併せて行うこと。

### (3) 事業採算性（費用対効果）の向上に係る調査

ア. 前述「EVパッカー車等の導入を想定した業務適性及び運用に関する調査」「給電システムの条件整理及び絞り込みに関する調査」を踏まえ、本市当初案ベースの円/t-CO<sub>2</sub>の改善を主とした導入設備及び事業スキームの詳細検討案をまとめること。

なお、事業採算性については、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業）の補助金額における費用対効果の基準として示されている297,000円/t-CO<sub>2</sub>に留意すること。また、本市当初案ベース以外にさらなる脱炭素の効果や災害時のレジリエンス強化を踏まえ、今後の展開が期待される整備案についても、費用対効果を明らかにした上で詳細案を示すこと。

### (4) 災害時のレジリエンスに関する検証

ア. 風水害等により停電が発生し、環境事業センターの廃棄物発電の系統接続を遮断して自家利用に切り替えた状況下において、本事業スキームが災害時のレジリエンスに資するものであるか検証を行うこと。検証により見直すべき事項がある場合、CO<sub>2</sub>削減量や事業採算性とのバランスを踏まえた上で、提言をまとめること。また、前述5-(3)との関連で、今後の展開が期待される整備案が災害時のレジリエンスに関するものであれば、その検証結果も併せて記載すること。

### (5) 事業スキーム導入スケジュール案の詳細検討

ア. 令和5年度の設備導入を予定し、令和4年度以降の詳細なスケジュールを検証すること。スケジュールは急速充電器及び自営線設置工事を令和5年度に行うことを予定したA表と、EV車パッカー車や本市の共用車（軽自動車）を段階的にEV化していくことを想定したB表の2種類を作成し、トータルコストやCO<sub>2</sub>削減総量等の必要な情報も含めたものとして整理すること。なお、A表については、令和5年度にEVパッカー車2台を導入する想定（仮定）で作成すること。

### (6) 中間報告の実施

ア. 業務の進捗状況等について共有するため、報告書の提出による中間報告を行う。

提出期限：令和3年12月24日（金）

提出部数：紙媒体…3部（正本1部、副本2部）、及びこれに係る電子媒体

### (7) 関係者会議の開催

ア. 業務進捗の報告や情報収集、合意形成を目的に、月1回程度の頻度で関係者会議を開催し、関係者間の情報共有を図ること。

イ. 会議開催に係る経費等については、受託者が負担することとする。

ウ．関係者会議については、ウェブ会議を基本とするが、必要に応じ、対面会議として差し支えない。

#### (8) 成果品の提出

本業務において作成した事業報告書（任意書式）を提出すること。

提出期限：令和4年2月10日（木）

提出部数：紙媒体…3部（正本1部、副本2部）、及びこれに係る電子媒体

### 6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

#### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（任意様式）
- ・主任担当者届（任意様式）
- ・事業計画書（任意様式）
- ・その他、平塚市が業務の確認に必要と認める書類

#### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（市様式）
- ・事業報告書（任意様式）
- ・その他、本市が業務の確認に必要と認める書類

### 7 機密の保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

### 8 再委託

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、本市の承認を得ることとし、予め再委託の相手方の商号又は名称及び住所、並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

### 9 その他

#### (1) 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

#### (2) 留意事項

ア．関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。

イ．受託者は、本業務委託に係る会計実施検査が実施される場合には、本市に協力しなければならない。

ウ．本業務委託により得られた知的財産権は、本市に帰属する。

以 上